平成27年12月定例会 総務委員会(付託) 平成27年12月10日(木) 〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時34分) 直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取した ところでありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、 報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①②)

- 議案第30号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第31号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 特別職の指定等に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成28年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について(資料③)
- 平成28年度に向けた監察局の施策の基本方針について(資料④)
- 平成28年度に向けた出納局の施策の基本方針について(資料⑤)

原経営戦略部長

12月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、お手元に御配付の平成27年12月徳島県議会定例会提出議案(追加)により御説明申し上げます。

今回,追加提出いたしました議案は、議案第30号から第34号までの条例5件となっております。以下、その概要を御説明申し上げます。

第30号,第33号及び第34号の条例改正につきましては,本県の一般職の職員,学校職員及び警察職員の給与について,人事委員会勧告に基づき改定を行うものでございます。

第31号の条例改正につきましては、特別職の給料について引き続き県内の景気動向を見極めるため、平成28年4月から平成29年3月までの間、減額措置を継続するものであり、第32号の条例改正につきましては、国の指定職から交流人事で迎えた政策監につきまして、国の給与水準との均衡を図る規定を設けるものでございます。追加提出議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出議案につきまして、お手元の 総務委員会説明資料(その2)により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は条例案3件、議案第30号から32号まででございます。

説明資料1ページをお開きください。

1, その他の議案等といたしまして,条例案3件を1ページから4ページまで記載して ございますが,内容につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部から1点御報告申し上げます。平成28年度に向けた経営戦略部 の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

経営戦略部では、今年度、「県庁強靱化の4本柱」と銘打って、「より魅力的に県を発信!」、「より多角的に人財を育成・活用」、「より機能的に施設を運営」、「より強固に情報を管理」の四つの重要施策に取り組んでいるところでございます。

来年度は一歩先を見据え、大胆な発想とチャレンジ精神をもってこの四つの施策を更に 進化させ、全庁挙げて取り組む地方創生をしっかりと支えられる県庁強靱化を実現させた いと考えております。

まず、1本目の柱といたしまして、徳島をより魅力的・強力に発信いたします。

地方創生は地方の知恵の競い合いであり、その知恵をどれだけうまく情報発信できるか、 発信力の強化が必要でございます。ホームページの全面刷新を核に、世界を魅了する「お しゃれな広報」の実現を図り、徳島をより魅力的に発信してまいります。

次に、2本目の柱といたしまして、新未来を創造する人財を育成・活用いたします。

地方創生の取組を強力に推進するには、徳島を知り発信できる現場感覚に優れた行政人財の育成が急務でございます。地方創生に向け、六位一体の連携による実践型かつ未来志向の人財を育成するため、これまでにない新たなフィールドを活用いたしまして、「新次元の行政モデル」を構築し、「創造力・実行力・発信力」のあふれる人財を育成・活用してまいります。

続きまして、3本目の柱といたしまして、公共施設を戦略的に管理・経営いたします。 公共施設の長寿命化、公有財産等管理システムの構築により戦略的な施設管理・経営が可能となり、政府関係機関、民間企業の誘致など、既存ストックの有効活用を進め、地方創生時代に相応しい公共施設の最適化を実現してまいります。

最後に、4本目の柱といたしまして、マイナンバー時代の情報管理体制を構築いたします。マイナンバー制度の運用開始を間近に控えた中で、個人情報の流出やサイバー攻撃が相次いでおり、抜本的なセキュリティ対策が必要とされているところでございます。

物理的・人的・組織的・技術的な情報セキュリティ対策の充実による外部からのシステム侵害の防止や、内部からの情報漏えい防止、さらには全職員の情報リテラシーの向上を図り、マイナンバー時代に相応しい強固な情報セキュリティの確保を進めてまいります。

これら、四つの取組により経営戦略部が県庁全体の強靱化を推進し、徳島ならではの地方創生、そして一億総活躍社会の実現に向けた取組を、しっかりサポートいたします。

以上, 平成28年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

経営戦略部の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

清水監察局長

続きまして監察局から、平成28年度に向けた監察局の施策の基本方針について、御報告させていただきます。

お手元の、資料2を御覧ください。

監察局といたしましては、資料の左右それぞれの冒頭に記載しておりますとおり、「公平・公正な行政を推進するための取組」と「県民の意見等を施策に反映するための取組」の二つを軸として、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、資料の左側でございますが、1点目の「監察業務の推進」につきましては、定期 監察や随時監察を推進し、その結果を職員の適正な職務執行に結びつけていくとともに、 公益通報制度について、職員に一層の周知を図り、できるだけ早期の相談や通報につなげ てまいりたいと考えております。

続いて2点目でございますが、「個人情報の適正な取扱い」でございます。個人情報保護制度の運営に、引き続きしつかりと取り組んでまいります。

3点目は、「農林水産団体等に対する検査の充実」でございます。団体の運営健全化を 図るため、これまでの検査において改善を要する事項が多い事業などに重点をおいた、よ り効果的な検査を実施してまいります。

次に, 資料の右側でございます。

1点目の「県民からの意見・提言の活用」につきましては、とくしま目安箱などに寄せられた県民の皆様からの御提言等をしっかりと受けとめ、事業や施策への積極的な反映に努めてまいります。

2点目の「情報公開の積極的な推進」につきましては、県が保有する情報の公開や積極的な提供など、情報公開を総合的に推進してまいります。

3点目の「県民サービスセンターの機能強化」につきましては、県民の皆様に県政に対する理解と関心を一層深めていただくため、県民目線に立って、機能強化に取り組んでまいります。

4点目は、「『県政運営評価戦略会議』による評価」でございます。第三者機関である 県政運営評価戦略会議において、県行動計画及び総合戦略の評価について、より効果的で 効率的な方法を検討し推進することにより、事業の見直しや新たな施策の展開等につなげ てまいります。

監察局からは、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

河口会計管理者

続きまして、出納局から、平成28年度に向けた出納局の施策の基本方針を御報告いたします。

お手元の資料3を御覧ください。

まず,資料上段でございますが,現在,新地方公会計制度の導入に向けまして,財政課, 管財課とも連携を図り,準備作業を進めているところでございます。

複式簿記や固定資産台帳の導入を前提といたします新地方公会計制度をいよいよ来年度 決算から導入し、会計事務の見える化を図り、行財政の効率化・適正化につなげてまいり たいと考えております。

こうした公会計制度の導入という大きな会計手法の改革のもと、下段三つの「シンカ」、まず左端の会計事務のさらなる「進化」、次に中央の未収金対策のさらなる「深化」、最後に右端の工事検査のさらなる「新価」、これら三つを重点事項に掲げまして、適正かつ効率的な会計事務に向けて、更なる真価を発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に下段左、「会計事務のさらなる進化」につきましては、現在、普通会計の支出については財務会計システムで処理しておりますが、決裁につきましては全て紙媒体で行っておりまして、庁内外の各事務所間で、決裁ごとに書類の移動を行っているという現状にございます。

そこで, 定型的な扱いが可能な物品購入を対象に, 今年度, 書類の電子化実証実験を 行っているところでございます。

平成28年度におきましては、この実証実験を十分検証した上で全庁に展開し、働き方改 革で会計事務の効率化や業務改善につなげてまいります。

次に、下段中央の「未収金対策のさらなる深化」でございますが、今議会冒頭で認定いただきました平成26年度決算におきまして、未収金総額48億円余りと、過去10年間で最も少ない未収金総額とすることができました。こうした流れを加速するべく、平成28年度の目標として未収金総額46億円未満、債権数40未満の達成に向けまして、組織横断的な取組、法的措置の実行など、債権特性に応じた粘り強い対策を実施してまいります。

最後に「工事検査のさらなる新価」でございます。

これまで工事検査管理システムを導入いたしまして、またその充実を図り、データ蓄積 や分析を行ってまいりました。今年度はタブレット端末を活用したモバイルワークの充実 や、平成28年度にはドローンを活用した実証実験に取り組みまして、工事検査の効率化や 工事成績評定書の改善を図ってまいりたいと考えております。

出納局からは、以上でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

岸本委員長

以上で,説明等は終わりました。 それでは,これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

達田委員

今,資料で御説明いただいた中で、1点お尋ねをしたいと思います。監察局資料なんですけれども、農林水産団体等に対する検査の充実ということが掲げられておりますが、具体的に改善を要する事項というのはこれまでどういうものがあるんでしょうか。そして、また、どういう団体なのでしょうか。

辻評価検査課長

監察局評価検査課におきましては、農業協同組合、農業共済組合、漁業協同組合などを対象に、年間約80団体の業務内容及び会計の状況等について検査を実施しております。

団体によりまして業務内容が異なりますので、改善を要する事項は様々でございますが、 例えば農協の場合は、貯金や貸付けを行う信用事業、あるいは販売品や購買品を扱う経済 事業等におきまして、改善を要する事項が多い状況となっております。

達田委員

組合員さんからこういうのを検査, もっと強化してほしいというような要望があったり しますか。

辻評価検査課長

先ほども申しましたように、団体に応じた検査手法等、いろいろ検討してまいっておりますが、特に、県民の方からこういった内容の検査を充実してほしいというような御意見、 具体的にはこれまでございません。

達田委員

今,いろんな団体の中で、こういうふうに改善してほしいという要望も出されてきていると思うんですね。特に、昔と違っていろんな方が経営監視といいますか、かかわるようになってきますと、やっぱりここがおかしいんじゃないかというようなことも出されてくると思います。そういう中で80団体を検査するとなりますと、きちんと人的な体制が整っているのか、その点をお尋ねしておきたいと思います。

计評価検査課長

評価検査課におきましては、団体検査担当10名で実施しております。検査団体それぞれの特徴がございますが、特に担当職員にあっては対象とする団体を決めずに全ての団体を対象として、それぞれがスキルアップをしながら検査を実施しております。

達田委員

農林水産業というのが本県にとって非常に大事な産業であるということで、若い人たち もどんどん入ってきて仕事をしてもらいたいという中で、それぞれの団体が健全に運営さ れている,そして,誰が見ても本当にいい方向に向いているということがわかるような運営をしていただきたいものなんですけれども,具体的ないろんな問題につきましては,農林水産部の方でいろいろ出てくると思うんですけれども,是非,この検査体制の充実ということ,非常に大事な項目だと思いますので,組合員さんも本当に安心できるような方向で取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

それからもう一点、これは報告事項ではないんですけれども、税務課にお尋ねをいたします。先日来、ずっと報道されておりますように、法人税率がぐんと下げられて、庶民には消費税が引き上げられて、庶民には増税なんだけれども大企業は税金が下がるというようなことで、国民の批判も非常に大きくなっているわけですけれども、もともとどこから出てきたかというと、前からそう言われているんですが、特に最近、一億総活躍社会ということで政府が提唱しておりまして、アベノミクスの第二ステージだと言われておりますが、この中で「三本の矢」というのを言っております。一つが強い経済、それから子育て支援、出生率1.8にしましょうとか安心の社会保障ということで、介護離職ゼロを望んでいるんですけれども、その一番目の強い経済というところで、法人税率を引き下げましょうということが出てきております。聞くところによりますと、29%台に引き下げようかというようなことも言われておりますけれども、これまでもずっと議論がありましたように、徳島県は99.9%が中小零細の企業という中で、本当にどういう影響があるんだろうかと心配するわけなんですけれども、先日も報道されておりましたが、黒字企業と赤字企業、どれだけどういうふうな割合になってるのか、まずお知らせいただけたらと思います。

出原税務課長

達田委員から,法人に対する赤字企業がどれぐらいかという御質問でございますが,全体的には全国では全法人会計 259 万社で利益法人が82万社,欠損法人が176 万社になってございます。

県内につきましては、東京商工リサーチのデータでございますが、徳島県が79.9%赤字 法人になっているところでございます。

達田委員

大多数の企業が赤字というような中で、こういう大企業に法人税減税をしても徳島県に 一体メリットがあるのかということが言われるわけですが、それと同時に、昨年の9月議 会でも指摘をしたんですけれども、その代替財源として外形標準課税を拡大していこうと いうようなことも言われております。そうしますと、本当に大きな痛手を受ける企業が出 てくるんじゃないかと思うわけなんですけれども、それについて徳島県、昨年は知事さん がやっぱりそれはやめてくださいということで、国に対して申入れしているというような お返事がございましたが、今の段階でも同じでしょうか。

出原税務課長

法人実効税率20%台に引下げということで、外形標準課税を拡大するということが新聞報道されているところでございますが、これに関しましては、法人事業税の外形標準の拡大ということに伴いまして、設備投資減税の一部縮小でありますとか、減価償却制度の見直し、あるいは欠損金の繰越し控除の縮小などによる課税ベースの拡大により、29%への減収分は確保するとされているところでございます。

また、知事会におきましても、外形標準課税の更なる拡大ということにつきましては、 応益性の強化あるいは税収の安定化に資することなどから、長年全国知事会が求めてきた ものでございます。ただし、外形標準の適用対象の在り方については地域経済への影響を 踏まえ、中小法人の適用については慎重に検討すべきであるということで、知事会からの 要望をしているところでございます。

達田委員

ということは、昨年9月に御答弁いただいた内容を同じように継続していると。県としての考え方はそうだというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。知事さんが言っているのは、「そもそも法人実効税率の引下げというのは、法人の国際競争力の強化の観点から行われるものであり、その恩恵が及ぶ大法人を対象としてその代替財源については検討すべきものであります。」とお答えになっているんですね。そして、「このことから中小法人に対する外形標準課税の拡大については、日本経済の発展の基礎となる中小法人の成長をしっかりと支える観点、景気回復効果が地方全体に行き渡っていない現状から行うべきではなく、全国知事会においても政府に対して慎重に検討する必要があると提言を行っているところであります。」とお答えいただいています。今、本当に徳島県内のいろんな業者さんから、業者さんといいましても本当に零細なんですね。小さいあるいは零細な、大変な思いをして営業されている方々から、やっぱり大企業には減税して、もう本当に庶民には増税ということで、こんな政治、本当に困りますというような声が出ているところなんです。

そういうお声を踏まえていただいて,是非,県政運営に生かしていただけたらと思います。 是非,よろしくお願いいたします。

長尾委員

事前の委員会で、新電力への対応をお聞きいたしました。それで、数字がその時点では わかっていなかったので、その後の調査をお願いしましたが、よかったら御報告いただけ ますか。

篠原管財課長

先の事前の委員会におきまして,長尾委員から御質問いただきました県全体の電力使用 料金に占める特定規模電気事業者,新電力からの調達金額の割合ということでございます。 知事部局それから県教育委員会、県警察等を含めまして、平成25年度にありましては 0.7%、さらに平成26年度にありましては2.6%という状況にございます。

長尾委員

それで、四国電力単独の時代からこの新電力3社を入れて、平成25年が0.7%、平成26年度が2.6%ということですが、2.6%なら金額は幾らに当たるんですか。

篠原管財課長

平成25年度におきましては新電力の調達金額が約1,120万円, それから平成26年度におきましては約4,300万円となっております。

長尾委員

平成26年度では 2.6%で 4,300 万円ということでありますから、かなり安くなるわけですね。そんなことで、これは知事部局、県警察、県教育委員会含めての話ということでありますけれども、この「平成28年度に向けた経営戦略部の基本方針」では、公共施設を戦略的に管理運営するということで公共施設等の総合管理計画の推進とありまして、その中の一つにもなろうかと思うんですが、そこで、平成28年度に向けて、この新電力への対応というものを更に進めるべきだと思うんですけど、この前、部長の方から答弁があったんですが、もう一度、平成28年度に向けてどういうふうにしようとしてるのか。それから、県教育委員会、県警察本部ともに協議の場を持ってやっておるのかどうかも、併せて御報告ください。

篠原管財課長

今後、平成28年度に向けた取組という御質問でございますが、先般、委員会におきまして部長からもお答えをさせていただきました。今回、平成25年度の終わりから新電力を取り入れたということで、実績の期間としては非常に短いながらも一定の経費の節減効果ということが発現されております。こうしたことを踏まえまして、来年度におけますこうした取組の具体的な計画化、これに向けまして今年度内に施設ごとの契約種別、それから特殊性等、あるいは各施設の電力消費量、こうしたものについての詳細調査、そして対象施設をどういうふうに絞り込んでいくかという作業、それから、今、委員からもお話ございましたけれども、県教育委員会、それから県警察に対しましても、それぞれに特殊事情があるかもしれませんけれども、私ども経営戦略部管財課がこれを全庁的にリードして、知事部局におけますこれまでの取組の状況、現状、実際の節減効果、それから、導入に際しての私どものこれまでの経験、こうしたノウハウ、そうしたものについて情報提供、さらにはその共有を図っていく。あるいは来年度の計画化に向けた取組の基礎的な部分など、こういったことを話し合い、協議調整する場を設けまして、より一層電力入札の導入に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか御理解のほど、よろしくお願い

いたします。

長尾委員

公共施設等の総合管理計画の推進ということを掲げているわけでありますので、それに 見合う結果が出るように取組を要望しておきたいと思います。

それから、業務委託についてでありますが、県土整備部であるとか農林水産部であるとか、そういう工事の関係というのは、国も国土交通省をはじめとして建設労務単価とか、そういう基準みたいなものが示されて、それに地方も準じて設計や見積りができるわけでありますけれども、それ以外のいわゆる業務委託についての金額というものが、これも地域によってまた部署によって違うという現実があろうかと思います。例えば、印刷業界の方にお聞きいたしますと、例えば、県や市町村が毎年発注する物件があると。その金額というのはどうかというと、前年度の金額が示されると。前年度の金額が示されたら、新年度はそれより低い金額で入札をしなくてはいけない。また翌年度、更に下がった金額を提示される。そうすると、それより更に低い金額を入れなくてはいけないというふうに、毎年毎年経営が苦しくなっていくという実態がある。

既に建設業界においては、最低制限価格というものを設けてそういうことを防ぐようになってからかなり経つわけでありますけれども、建設業以外の業務委託についてはそうした基準がないために、県職員や市町村職員に業界一つ一つの実態というものが十分わからないままに、単純に前年度比較でやる場合がある。そういう中で、今、全国的にこの業務委託について、建設業以外の分野において最低制限価格制度というものを導入する都道府県や市町村も増えてきている中で、県としては建設以外の業務委託の最低制限価格導入について、どのように考えているのか御答弁願います。

篠原管財課長

ただいま委員から、建設工事以外の最低制限価格制度、これの導入に関してという御質問を頂きました。それで、私ども管財課におきましては、この最低制限価格制度そのものにつきましては、非常に過度な低価格受注とこれの防止、それから適正な価格競争とこれによる業務の適正な執行や業務結果の質の確保。それから、更に重要である受託事業者の従業員の賃金も含めた良好な労働条件の確保、こうしたことの重要性を踏まえまして、実は、平成24年度に委託業務への最低制限価格制度の導入を検討する会議を設置しまして、対象業務について検討を行ってきたというところでございます。

この検討会の議論、それから結果等を踏まえまして、例えば清掃でありますとか設備管理で、労働者を継続して配置する必要のある業務につきまして、平成25年度からですけれども、最低制限価格制度を順次導入をしてきたというところでございます。これに更に加えまして、今年の3月に委託契約の指針というものを定めたところでございますけれども、その指針の中で、こうした人を張りつけてお仕事をやっていただく業務につきまして、全ての部局で最低制限価格の設定をし、これを拡大していこうというふうにしたところで、

今,更に取組を進めているというところでございます。ちなみに、平成27年度でございますけれども、基本的には価格が100万円以上というくくりにはしておりますけれども、知事部局、それから教育委員会、県警察等を含めまして、全県下35施設におきまして、今申し上げました清掃であるとか、警備であるとか、そういった設備管理にそれぞれ適用をしております。

長尾委員

県としては検討を進められて、順次できるところからやっているという感じでありますけれども、是非きめ細かく見ていただいて、本当に業界業界みんな状況が違いますから、やっぱり業界との意見交換とか勉強会とか、そういったものをしっかりとやって現場の実態というものをよく踏まえた上で、県としての見積りといったものをきちっとやっていかないと、県内の業者さんは大変な目に遭うということから、この更なる推進を要請しておきたいと思います。

それで、例えば印刷業界で言うと、御承知のとおり I T化というものが大変進む中で自 前でやっていくところが増えてきて、民間についてもなかなか苦しい状況の中で公共だけ が頼りみたいなものもあって、官公庁が依頼する印刷業務が非常に大事で、その雇用の数 も県内でもかなり多いし、そういう現場の雇用を確保しなくてはいけないという現状があ ろうかと思います。そういう中で、多様ではありますけれども、印刷所を持たないで営業 する。印刷はどこでするかというと県外でやる。PDFなどそういうものを持って、営業 所があって営業する人がいても、それを県内の印刷所じゃなくて県外へ出すと。そうする と、公共が出して県内に金が落ちないというのはいかがなものかと。県としては、県内優 先発注制度というのを設けておるわけでありまして、私も随分やかましく、土木の分野か ら始まって、全ての分野において優先発注制度を訴えてきて、当初は公正取引にひっかか る違反があるなんていうようなことで難しいという答弁があって、その後更に要請をした ら、発注件数において9割ということを知事も言って、それは一歩前進だけれども、件数 ではなくて金額ベースで9割だと、そういうふうなお話もして、知事も金額ベースで9割、 県内優先発注するということが周知されたわけであります。それでもまだ十分されてなく て、県立中央病院の場合は、それまで40社近い県内の業者に米や麺や魚や野菜を出してい たのが大手の食品会社1社にまとめて、病院当局の受付は40社ぐらいから1社になるから 簡単になる、大量に買って安く上げられるということであったわけでありますけれども、 県内のそうした長年にわたってつき合いのあった会社等が一挙に切られてしまったと。そ の1社との契約はどうなったのかというと、契約書には極力県内の業者を使うと書いてあ る。当時の文教厚生委員会の病院局関係の審査で、極力というのは数字で幾らなんだとい うことを病院事業管理者に質問したら、病院事業管理者は知らなくて、病院局長が9割だ と答弁した。現在、その大手会社と中央病院との間の取引は県内で幾らだと言ったら1割。 9割という目標からほど遠い1割。直ちにその会社と話をしてくださいということで、直 ちに9割は難しいけれども5割までは何とか戻すと、そういう話が昔あったんですけれど

も、県で優先発注制度を決めて金額ベースで9割といっても、現実にはそれぞれの現場ではなかなか至ってないというケースがある。

そういう話の上で、今、県が印刷を外部に発注するとき、県内に印刷設備を持たない会社に発注して県外で金が落ちるということでは私はいかんと思うんです。したがって、もういくつかの県では印刷業務を発注する場合、県内で最終印刷までするという会社に発注すると。だから、発注要件に県内で印刷設備があるところということをきちっと条件づけて発注すると。これが本当に県内の業者を守る、支援するということになるし、県が決めた県内優先発注制度の趣旨に添うものであるということから、私は建設業だけではなくて、やはり県内の業者は県へ税金も納めていただくわけでありますから、そういうところを県は本当に支援してると、こういう姿勢が私は非常に大事だと思います。その意味で、例えば印刷業の発注に際して、県内に印刷設備を持っているところに出すという条件をつけるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

篠原管財課長

今,委員の方から印刷発注,調達の場合には,きちっとそういう設備を持って自らやれる,そういった条件を設けるべきだという御意見ございました。今,管財課の方で登録していただいてます印刷の事業者の方,県内に本店があるという事業者さん,これが50事業者ほどございます。私が認識する限りは,設備を持ってなくて発注だけして他のところへということはないものと理解,認識をいたしておるところでございます。確かに,先般,印刷の業界の皆さんとも話し合い,印刷業界の現状でありますとか,そういったお話をお聞かせいただいたわけなんですけれども,確かに今委員がおっしゃったようなことも申されておりました。このことにつきましては,お話をさせていただく機会もこれからまたございますので,更に実態をお教えいただきながら,必要な場合は,当然,是正措置の検討もしていきたいと考えておりますので,御理解くださいますよう,よろしくお願いいたします。

長尾委員

印刷業界で言えば様々な課題もあると思いますし、課長の方にもそういう要望が出ているわけで、今後、印刷業界の皆さんと意見交換や勉強会をして、本当の実態というものを知っていただいて、その上で適切な利潤の出る最低制限価格なり、また、発注の際の条件づけとか、そういったことを検討いただきたい。これは印刷業だけじゃなくて、県がかかわる県内の様々な業種、業態の中でそういったことがあれば、是非、県内優先発注制度というものをもとに、その業界業界の現場ということを踏まえた上で、今後の発注に努めていただきたいと強く要請をしておきたいと思います。これについて、部長の思いはどうですか。

原経営戦略部長

長尾委員の方から、最低制限価格の導入と県内優先発注の徹底ということで御意見を頂きました。

まず、印刷業界のことにつきましては、私も用紙代とか材料費の高騰とか、あるいは石油価格の高騰で非常に厳しいと。また、先ほど少しお話がありましたが、ICTの関係でそういうものの印刷も減ってきてると。また、もっと言いますと、大店舗がかなり進出して小売業が減ってきたということで、促進販売のチラシとか、そういう印刷物もかなり減ってきて非常に厳しいという状況で、かなり廃業に追い込まれているというような状況も伺い知っております。また一方で、官公庁関係の印刷につきましても、かなり厳しい競争を行っているというようなことも把握しているところでございます。

そういう意味で、最低制限価格の導入というのは、先ほども申し上げましたように拡大してきてございます。土木でも測量、地質調査とか、今は建設あるいは建築の建設コンサルタント関係の業務も導入してございますし、私どもの清掃業務等々にも導入してきています。そういう意味で、県内の企業を守るためにも一つは公平な競争、あるいは適正な価格での発注となるように、それとダンピング対策ということで、非常に重要だと思ってございますので、そういう意味では先進地の状況を調査したり、あるいは先ほど課長から申しましたように、業界の方々との意見交換をさせていただいて、前向きに進めていきたいと。先ほどの県内優先発注につきましても、私ども土木関係以外にも物品購入というのも当然あるわけでございます。そういうのも発注のロットとかいろいろ考えながら、県内発注に努めてございます。そういう意味で、こういう面もいろんな業界の方々の御意見を聞きながら、県内企業の育成ができるようにしっかり取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

長尾委員

建設業界であれば当然、建設労務単価の引上げとか資材の高騰とか、その社会その時々、変化もあるわけでありまして、その変化を踏まえて対応していくということが大事だと思います。それを前年度これだけ、その次の年度はこれでと単純にやられたんでは、それぞれの業者もたまったもんじゃないと思います。印刷業界も紙等の高騰というような変化もあったり、その年々であるわけでありますから、是非、そういったこともいろんな研究、勉強会を持っていただいて、適切な発注に努めていただきたいということを重ねて要望して、質問を終わります。

西沢委員

私,ちょっと英語が得意でないんですけど,資料1を見ておりましたら「情報リテラシー」とありまして,今さっき調べてみましたら,最終的には情報活用能力とか情報力とかいう話です。以前,来代委員からも片仮名文字というか英語文字というか,できるだけわかりやすい日本語でという話がありましたよね。これも大分前からの話です。私はやっぱりわかりやすい言葉でというのも,特にこの経営戦略部の資料1の「①徳島をより魅力

的に強力に発信!」の中で、世界を魅了する「おしゃれな広報」の実現とあって、おしゃれな広報は当然いいんですけど、わかりやすくやさしく広報すると。やっぱり、こんなところに例えば「情報リテラシー」なんかを入れると、これはわかりにくいというか、これは「リテラシー」だけの問題ではないけれども、わかりにくい表現をするといかんのではないかなと思うんですね。だから、おしゃれな広報はいいんですけど、わかりやすくやさしい広報というものを目指してほしいなと思います。

それはそれでおきまして、資料2の方で、まず「監察業務の推進」という大きな枠の中で、監察結果を職員の適正な職務執行に結びつけるとあります。この監察結果はどんな結果で、職員に対する問題というのがいろいろあったんでしょうか。

岡田監察局次長

ただいまの基本方針に基づきます「監察業務の推進」の中の監察結果ということで、監察局は、平成20年12月に設置されて以降、定期監察それから随時監察を実施して職員のいわゆるコンプライアンスの向上に取り組んでいるところでございます。ここに記載の定期監察、それから随時監察について簡単に御説明させていただきます。

まず、定期監察につきましては、職員の不祥事発生を未然に防止することを目的にテーマを決めて実施しているところでございます。具体的には職員に対するアンケート調査、 それからヒアリング等を実際に行いまして、コンプライアンスの取組や職場環境等について把握、分析し、それらの結果を各所属にフィードバックするものでございます。

また、随時監察につきましても、県立中央病院の不祥事に端を発しまして、制度運用に関する随時監察、いわゆるモニタリング調査というものを実施してございます。これまで、不祥事の発生あるいは事務のミスに関連した事項につきまして、その事務処理に基づきますマニュアルがございまして、そのマニュアルに基づき適正に運用ができているかというところを制度所管課とともに我々監察局の方でチェックをしているというところでございます。そういった監察結果を報告書の形で取りまとめてございまして、定期監察につきましては、コンプライアンスの取組を形骸化させることなくということで、ホームページにも掲載して各部局に周知をしているところでございます。

また、モニタリング調査につきましても、先ほど申しましたように、マニュアルに従ったとおりきちんと適正に各部局で運用できているかということを検証する意味で、これも広く全職員に周知をしまして、それぞれ毎年チェックをしていただいているという状況でございます。

西沢委員

まず、その内容は別にして、平成20年度からの各年度の数なんかはどうなっていますか。 随時監察というのは何か非常に問題があったときの話で、例えば中央病院なんかの、問 題がかなり大きく発覚したときの特別監察みたいなものですから、まずは定期監察で各年 度どのぐらい数があるんですか。

岡田監察局次長

まず、定期監察につきましては、平成21年度から取り組んでおりまして、これまでは2年ごとにテーマを設け実施してございます。特に服務管理を中心に、各テーマに沿った形で実施してございます。ちなみに今年度につきましては、「健康でいきいきと働ける職場環境の醸成に向けて」というテーマを設けまして、いわゆる服務管理に加えまして職員に対する健康管理面での職場環境について監察を行うということで、現在取り組んでいるところでございます。

一方,随時監察,モニタリング調査につきましては,平成23年度から取り組んでおりまして,これについては具体的には職員の,いわゆる中央病院の事案がありましたものですから,医療物品の調達に係る手続がきちんと行われているか,あるいは旅行命令等々の出張の手続がきちんとできているかどうかといったことで,これにつきましても毎年それぞれテーマを決めまして,適宜実施をしているところでございます。

西沢委員

そういうテーマを決めてやるのはわかりましたけど、その中の問題点というのはどのぐらい、幾つ数があったんですか。

岡田監察局次長

定期監察につきましては、いわゆる不祥事案等々の未然防止という観点で実施をしておりまして、職員の不祥事を摘示していくというような観点で行っているものではございません。

また、随時監察につきましても、県が取り決めたマニュアル、これが適正に実施しているかどうかということで調査をしてございまして、これについては年度によりましては、十分取組ができていない所属もございますので、それにつきましては適宜、監察結果の中に反映して、職員のマニュアルの徹底という観点で指示というか、制度所管課とともに毎年、そういったことのないようにということで、繰り返し行っているものでございます。

西沢委員

問題点が見つかったときには、直すように勧告するということが中心なんですか。例えば、よく今までも事例があって、職員が勤務時間中に外へ行って仕事をしていないという話もありましたよね。ああいうような事例というのは、こういう中で見つかったときには、当然ながら、単なる是正勧告では駄目ですよね。問題の程度によっては、是正で済まないこともあるんじゃないですか。

岡田監察局次長

これまで発生しました職員の不祥事につきましては、この基本方針における「監察業務

の推進」という中の二番目にあります公益通報制度というものを我々所管してございまして、これにつきましては一般県民等々を含めまして、職員の不祥事案の通報をしていただくという制度でございます。これまで334件の通報が寄せられて、その中身を我々の方で十分チェックしまして、いわゆる非違行為等につきましては適宜指導といいますか、その内容を精査しまして、人事当局等にも知らせているような状況でございます。

西沢委員

公益通報制度は次に聞こうと思ったんですけど、その前に、やっぱりこの監察をすることによってそんなことが発覚、わかるという監察のやり方をしないといけないんじゃないかなと。今のだったら、そこまでどうもいってないのかなという感じを受けたんですけど、例えば、公益通報制度によって通報されたことを調べるわけでしょう。でも、監察が当然たくさんあるから、なかなか見つけにくいのかもわからないけど、監察の中でもそういう不祥事というか、かなりおかしいところを見つけていくと。ただ単に、是正するというだけのものではないところもいっぱい出てくるんじゃないかなと、そんな気がします。

では、次の公益通報制度ですが、今334件ということでしたが、これは今まで全部ということですが、各年度で言ってみてください。

岡田監察局次長

監察局におきます公益通報の受付件数ですが、平成20年12月に監察局発足以来、平成20年度におきましては45件、平成21年度が90件、平成22年度が36件、平成23年度が54件、平成24年度が25件、平成25年度が37件、昨年、平成26年度が29件、そして、今年度におきましては11月末までの数なんですが、18件でございます。

西沢委員

かなり件数,公益通報というのが多いんですけど,この中で本当に通報が正しいかどうかということを当然調べますよね。例えば、今言ったように、最初の平成20年度は45件から始まりますけれども、この中からおかしい、本当の不正というようなことは、平成20年度から何件あったんですか。

岡田監察局次長

これまで、いわゆる不正行為というか、違法、不当として認められたものが9件でございます。

西沢委員

それは、今までの件数ですか。

岡田監察局次長

今までの334件の中でございます。

西沢委員

各年度ではどうですか。

岡田監察局次長

平成20年度,21年度,22年度,23年度が,いずれも1件でございます。そして,平成24年度は一部案件が重複はいたしますが,2件ございます。件数で言いますと3件になるかと思います。それから、平成25年度が1件、平成26年度も1件でございます。

西沢委員

一応,公益通報制度そのものはかなり来ていると。でも,これは中身が本当におかしいというのが数十件のうち1件とかそういう程度ですよね。灰色みたいなのもいろいろあったんでしょうけど,はっきりと黒だというのはこういうことで,あとはどういうふうに調査するかだと思います。監察局の中だけで調べるのは難しいのかなという思いもしますけれども,灰色なんかも追跡調査を本当はするべきかなと思います。

それから、監察局の業務は職員を監察して悪いところは是正して、そして問題を重要視するところもあるんでしょうけど、この経営戦略部の資料1の一番下に、経営戦略部が県庁全体の強靭化を推進し、徳島ならではの地方創生とありますが、県庁全体の強靭化を図るということは一番何を中心に図らないといけないかというと、職員がやっぱり発奮してやることですね。発奮するためには、尻をたたくだけでいいのかということありますよね。いい職場の中でいい仕事をするということを目指すのが、やっぱり一番みんなが頑張れる状態じゃないかなと。愚痴を言うだけでは駄目だと思いますし、監察とかそういうことで規律を守れというだけではなくて、いかにいい仕事をしてもらうかということで、そのやり方そのものをいろいろ考えないといけない。それが県庁全体の強靭化ということで、経営戦略部がやっていくべきことではないか。働きやすくて、一生懸命に頑張って働く。そして、その中で一生懸命やってる人が給料とかボーナスとか、そういうまたほかの特典の中でお返しをもらうという形をとるのがいいのではないかなと。一生懸命やってもやらなくても一緒だというのでは人はやりませんから、やっぱりこのあたりの一番の問題は、人をいかにうまく働いてもらえるかという、それが一番の強靭化、県庁全体の強靭化の筆頭だと思うんですけど、これに対する何か戦略はあるんですか。

板東人事課長

監察の方からお話を頂きまして、やはり綱紀粛正というか、厳しい視点で公平性を保った職場で仕事を維持していくという意味で、いろんな事象を捉えて、叱るときはしっかり叱るということも大事だろうと思います。一方で、今、西沢委員からもお話を頂きましたけれども、よく頑張った人たちはしっかり褒めてあげるという取組も非常に重要だろうと

思います。現在、そういった形で年間の業績なども逐次評価しまして、例えばグループでやった取組や個人できらりと光る仕事をした職員を年末に表彰するような仕組みを設けまして、そこで一人一人の功績を賞状に託して業績を認め、みんなで共有し、 個々のモチベーションを上げていくという取組など、そういう小さいところも大きな取組も合わせて、よくやったときはしっかり褒めると。しかし、当然、先ほど監察でありましたけれども、よくない事例、職場で問題があった事例などについては所属も含めて叱るときはきっちり叱るということを両輪として、職場の規律、職場のモチベーションを高めていく取組をしっかりとやっていきたいと思います。

西沢委員

やはり、企業は人といいますが、県も一緒ですよね。いかにうまくみんなが喜んで一生 懸命働いてもらえるかというものを目指していくというのが一番だと思います。例えば、いろいろと徳島県から国に対して提言をずっとやってきてますけど、その職場職場から担 当が上げてきた提言で、それは当然当たり前なんでしょうけど、担当以外のところからも 提言を上げて、いい提言であれば取り上げていくということもあり得るんじゃないかなと。例えば、1年に一遍か二遍、県庁職員全体がどんな部署でもいいからいろんなことを考えて、こんなことやったらどうかというようなことを出す。何か企画をやって、よかったら、さっき言ったように何かの形の特典を与えると。これは一例ですけど、何か特典を与えて燃えさすようなやり方というものをやることも、ただ単に一生懸命働きなさいよというのでなくて、やっぱり喜んで何か企画をやっていくという形もとってしかるべきかなと思います。徳島県に入る人は、超難関を突破して入ってきているんで、頭の方は抜群だと思うんです。だから、企画なんかでもいろんな部署が携わってきたりしているので、そういう他の部署での企画も含めて、何でも出していただいて、その中ですばらしい企画を出した人には特典を与えると、そんな企画も要るんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

板東人事課長

そういった委員の視点については、非常に重要だと思います。実は、先ほどの表彰制度 もそうですが、大変きめ細やかにやっておりまして、当日、表彰式は公開でされておりま すので、講堂の方にお越しいただけたらと思いますが、賞状の内容が一枚一枚違います。 非常に手間がかかることなんですけれども、一人一人が今年頑張った内容を知事表彰の賞 状に細やかに託して、こんな点で頑張ったのでこの職員を讃えるという形でやっていると ころです。

そういった観点でいきますと、先ほどの提言なり施策を具現化したとか、そういうようなことが一つ一つ、賞状なのでスペースが限られているんですけど、しっかり盛り込んでそれぞれの取組を讃え、それを家に帰って額にでも掲げていただいたり職場で見せていただいたりして、広くみんなで讃え合って取組を検証し、また、その取組を目標にみんな頑

張るというような、丁寧な取組をさせていただいておるところでございます。委員がおっしゃったような観点も、今後そういった視点も持ちながら、引き続き制度を充実させるべく取り組んでまいりたいと思います。

西沢委員

最後に、確かに表彰状はうれしいんですけど、表彰状プラス何か頂いたらもっとうれしいかなと。だから、多くの人に特典を与えることはできませんけれども、そういう中で絞って何かやれば、またもう一つの励みが出てくると思いますので、そんなことも考えてほしいなと思います。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり 可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号, 議案第6号, 議案第7号, 議案第19号, 議案第30号, 議案第31号, 議案第32号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。 議事の都合により、休憩いたします。(11時56分)